公　告

諮　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第７号
北海道檜山郡上ノ国町字向浜95番地１
債務者　長谷川作三郎
１　決定年月日時　平成26年１月７日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
　　函館地方裁判所江差支部

平成２５年（フ）第１３４号
群馬県太田市末広町1224番地10　ＫＹレジデンス203号、前住所群馬県邑楽郡大泉町東小泉２丁目32番６号
債務者　大谷　雄一
１　決定年月日時　平成26年１月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
　　前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第５８６号
神奈川県小田原市蓮正寺470番地の88　シティハイムエスポワール203号、前住所神奈川県小田原市国府津2288番地の１
債務者　望月　庫藏
１　決定年月日時　平成26年１月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
　　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第３７２号
愛知県岩倉市新柳町２―68　ピュアタウン１Ａ、住民票上の住所愛知県日進市浅田平子１丁目370番地
債務者　捫垣　　守
１　決定年月日時　平成26年１月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
　　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第３７３号
岐阜県中津川市駒場1656―３、住民票上の住所愛知県日進市浅田平子１丁目370番地
債務者　捫垣　篤子
１　決定年月日時　平成26年１月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
　　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第３６５号
沖縄県島尻郡粟国村字浜34番地
債務者　安里　　進
１　決定年月日時　平成26年１月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
　　那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第２３０号
静岡県富士市宮島611番地の１　ハマハイツ202号
債務者　鈴木　　知
１　決定年月日時　平成26年１月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで
　　静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第２１１５号
大阪府豊中市向丘１丁目３番５号
債務者　秋山　真二
１　決定年月日時　平成26年１月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５８０３号
大阪府門真市上島町38番27号
債務者　服部由美子
１　決定年月日時　平成26年１月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５９５０号
大阪市都島区都島北通１丁目17番11号　第２加島マンション402号
債務者　草生　涼子
１　決定年月日時　平成26年１月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６０３２号
大阪府豊中市庄内西町４丁目11番12号
債務者　西口　由美
１　決定年月日時　平成26年１月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６０６１号
大阪市住之江区西加賀屋４丁目６番19号　ヴィラ西加賀屋201
債務者　今村　孝司
１　決定年月日時　平成26年１月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４号
大阪市港区八幡屋１丁目１番４―705号
債務者　村上　明美
１　決定年月日時　平成26年１月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５号
大阪府豊中市蛍池中町１丁目６番３―301号
債務者　藤岡　　祐
１　決定年月日時　平成26年１月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４８５号
大分市大字葛木384番地の８
債務者　國實　典敏
１　決定年月日時　平成26年１月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
　　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３１号
沖縄県石垣市字大浜530番地12
債務者　富永　　舞
１　決定年月日時　平成26年１月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
　　那覇地方裁判所石垣支部

平成２５年（フ）第４２４号
岐阜市茜部寺屋敷３丁目267番地　サンシティ宏和101号室
債務者　福寿司分店こと　玉木　信茂
１　決定年月日時　平成26年１月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
　　岐阜地方裁判所